

丹波篠山市共同募金委員会

赤い羽根共同募金公募助成

じぶんの町を良くする活動助成金交付要綱

（目的）

第1条 この事業は、赤い羽根共同募金を活用し、丹波篠山市の住民が主体的に取り組む地域福祉活動に対して助成を行うことにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（助成対象団体）

第2条 助成の対象となる団体は、丹波篠山市内で地域福祉活動を行う任意団体、NPO 法人、ボランティアグループ等（以下、「団体」という。）とする。

（助成対象事業）

第3条 助成の対象となる事業は、年度内に実施・完了できる事業で、次の各号に掲げるいずれかの地域福祉活動に助成することができるものとする。

- (1) 安心、安全に暮らし続けられる地域社会づくりを目的とした新規活動の立ち上げ
- (2) 既存の制度やサービスでは解決できない課題に取り組む先駆的な活動
- (3) その他、丹波篠山市共同募金委員会（以下、「本会」という。）が必要と認める事業

（対象外事業）

第4条 次の各号に該当する事業は、対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 団体構成員のみを対象とした事業
- (4) 他制度による補助金等の交付を受ける事業
- (5) その他、本会が不適當と認める事業

（助成金額）

第5条 助成金の額は、本会が定める予算の範囲内とし、1 団体につき 100,000 円を上限とする。

2 助成率は助成対象経費の 10 分の 10 以内とする。ただし、団体での一部自己負担金を伴うことが望ましい。

(対象外経費)

第6条 この助成金の対象とならない経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業(活動)に関する人件費
- (2) 団体の通常の運営に要する経費(助成対象事業外の経費)
- (3) 団体が恒久的に使用する備品費
- (4) 団体が所有する備品・機材の修理代や活動拠点の修繕費
- (5) アルコール類の購入費
- (6) 団体関係者での打合せ会等に係る飲食費
- (7) 商品券及び金券類
- (8) その他、領収書がない等の使途が不明な経費

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、じぶんの町を良くする活動助成金交付申請書(様式第1号)を本会に提出しなければならない。

2 申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(別紙2)
- (3) 活動団体の概要書(規約、役員名簿など)
- (4) その他、本会が必要として求める資料

(助成金の交付決定)

第8条 本会は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは交付を決定する。

2 本会は、じぶんの町を良くする活動助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

3 第1項の交付決定後に内容の変更が生じた場合は、事前に本会と協議しなければならない。

(事業の広報)

第9条 交付決定を受けた団体は、事業の実施にあたり、赤い羽根共同募金の助成を受けている旨を明示しなければならない。

2 交付決定を受けた団体は、本助成事業が共同募金を財源として実施されることを踏まえ、共同募金運動への理解促進及び募金活動に協力するものとする。

(助成金の請求)

第10条 交付決定を受けた団体は、じぶんの町を良くする活動助成金請求書(様式第3号)を、本会に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、2週間以内に申請者へ支払うものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、当該年度の3月末日までに事業を完了し、1月以内にじぶんの町を良くする活動助成事業報告書（様式第4号）を、関係証拠書類等を添えて、本会に提出しなければならない。

2 事業報告書には次の書類を添付するものとする。

- (1) 実績報告書（別紙3）
- (2) 収支決算書（別紙4）
- (3) 領収書の写し
- (4) 活動写真
- (5) チラシ等

（助成金の返還）

第12条 本会は、実績報告に基づき助成金の使途等が交付決定の内容と著しく異なると認めた場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 申請者は、事業完了後に助成金の残余が生じた場合は、速やかに返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和8年6月15日から施行する。